

市名誉市民・市公職者等に対する市交際費の支出に関する内規

蒲郡市企画部秘書広報課

市交際費支出対象者（区分・役職等）	本人		配偶者		1親等（父母・子）		
	生花	香料	生花	香料	生花	香料	
市名誉市民	2	協議	1	10,000		5,000	本人は市長弔辞、弔慰金（条例）
市功労者	2	20,000	1	10,000		5,000	本人は市長弔辞
地元県議会議員・市議会議員	2	30,000	1	10,000		5,000	本人は市長弔辞、市議に弔慰金（内規）
市長・副市長・教育長	2	20,000	1	10,000		5,000	本人は市長弔辞
元職の地元県議会議員・市議会議員・市四役		10,000					
市功績者・叙勲受章者（危険業務受章者を除く）		10,000					
選挙管理・公平・固定資産評価審査・農業・監査・教育委員会の各委員	1	20,000		5,000		5,000	1親等は同居に限る。
小・中学校長	1	10,000		5,000		5,000	1親等は同居に限る。
消防団長・副団長	1	20,000		5,000		5,000	殉職の場合は別途協議。1親等は同居に限る。
総代		10,000		5,000		5,000	1親等は同居に限る。
学校医・歯科医（保育園を含む）		10,000		5,000			
市公職者名簿記載者（上記重複者を除く）		5,000		弔電			
市一般職員	2	10,000		弔電		弔電	課長補佐、病院各部長以上の本人は市長弔辞

【市交際費執行上の主な留意事項は次のとおり】

- (1) 生花・香料は「蒲郡市」、弔電は「市長名」を使用する。(2) 配偶者及び1親等の適用は、支出対象者が現職者（一部生存者）に限る。
- (3) 香料を支出する場合は、弔電を発する。(4) 配偶者の実父母及び養父母は、同居に限る。(5) 複数欄に該当する場合は、高額の欄を適用する。
- (6) 再雇用の職員（退職後引き続き任用された者に限る）は市一般職員欄を適用、非常勤、臨時職員は適用しない。(7) 流産・死産は、適用しない。
- (8) 病気見舞いは、別途協議する。(9) 他の交際費（教育委員会、消防本部、競艇事業部）との競合がある場合は、その都度協議のうえ調整する。
- (10) 花輪は原則として出さない。(11) 上記以外は、別途協議する。